

洪水時の避難確保計画

年 月 作成

1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数	
利用者	施設職員
名	名

4. 防災体制

防災組織は、次の通りとする。

【防災組織図】

役 割	業務内容	担 当 者

体制確立の判断時期及び役割分担は、以下の通りとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
	注意体制確立		
以下のいずれかに該当する場合	警戒体制確立		
以下のいずれかに該当する場合	非常体制確立		

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

5. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

■収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	
洪水予報 水位到達情報 水位情報	
高齢者等避難、避難指示	

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

① 口頭または館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報、避難場所等の情報を施設内で共有する。

※ 避難場所については、平時より施設周辺の緊急避難場所等が記載されているハザードマップ及び宇部市指定の緊急避難場所・避難所の名称等が記載された一覧表を施設内に掲載しておき、施設利用者への情報提供を行うこととする。

② 被災し外来診療を中止した場合には、速やかに宇部市医師会に報告する。

※ その後、宇部市医師会から宇部市健康増進課へ連絡。

③ 市町村への連絡先は以下とする。

6. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。

また、悪天候の中の避難は危険を伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

- ・ 外来診療を中止した場合、診療所内の要配慮者以外の利用者については、避難所等の情報提供を行い、各自で速やかに避難するよう誘導する。
- ・ 外来診療を中止した場合、自力での速やかな避難が困難な利用者については、状況に応じて次のような支援を実施する。
 - 家族等の連絡先を聞き取り、家族等に連絡をする。
 - タクシー等の移動手段を手配し、避難させる。
 - 避難所等への避難について、同行支援をする。
- ・ 避難先までの移動手段は、下表の通りとする。
- ・ 避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- ・ 避難する際は、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- ・ 浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所		m	
屋内安全確保			

7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資機材については、下表「避難確保資機材等一覧」に示すとおりである。

これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

備蓄品	
情報収集・伝達用	
避難誘導用	
屋内安全確保の場合	
その他	

--

8. 防災教育及び訓練の実施

従業員等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

■ 防災に係る研修

■ 防災訓練

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難先は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図

施設及び避難先の位置と、施設から避難先までの避難ルートを貼り付けて下さい。

施設所在地	
避難場所	